

空知教育センター組合教育委員会公印規則

平成13年 8 月24日
教育委員会規則 第 8 号

(趣旨)

第1条 空知教育センター組合教育委員会（以下「委員会」という。）の公印については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(公印)

第2条 公印とは、委員会の公文書に使用する教育長名その他の職名又は庁名等の印で、その印を押すことにより当該公文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(公印の保管)

第3条 公印の保管については、次のとおりとする。

- (1) 勤務時間中は、管守箇所において保管し使用する。
- (2) 勤務時間外は、施錠設備のある金庫等に保管するものとする。

(公印の名称等)

第4条 公印の名称、書体、寸法、個数、管守箇所及び使用範囲は、別表のとおりとする。

(使用範囲の限定)

第5条 公印は、別表に掲げるそれぞれの使用範囲以外に使用することができない。

(公印管守責任者等)

第6条 公印管守のため、管守箇所ごとに公印管守責任者を置き、当該公印管守箇所の長をもってこれに充てる。

- 2 公印管守責任者は、所属職員のうちから公印取扱主任者及び公印取扱者を置くことができる。
- 3 公印取扱主任者は、公印の使用、保管その他公印に関する事務に従事する。
- 4 公印取扱者は、公印取扱主任者の事務を補助する。
- 5 公印管守責任者は、公印取扱主任者及び公印取扱者を置いたときは、直ちにそれらの職氏名を委員会事務局主幹（以下「主幹」という。）に通知しなければならない。
- 6 公印管守責任者、公印取扱主任者及び公印取扱者（以下「公印管守責任者等」という。）以外の者は、公印を取り扱うことができない。

(公印台帳)

第7条 主幹は、公印台帳（別記第1号様式）を備えてすべての公印を登録しなければならない。

- 2 主幹は、毎年1回以上各管守箇所において管守する公印を前項の規定による公印台帳と照合しなければならない。

(公印の押印)

第8条 公印は、押印しようとする文書に係る決裁後でなければ押印することができない。ただし、事前に決裁を要しないものについては、この限りでない。

- 2 公印の押印を受けようとする者は、押印すべき文書に当該文書に係る決裁原議を添えて公印管守責任者等に提示し、その押印を請求しなければならない。
- 3 公印管守責任者等は、前項の規定による請求を受けたときは、押印すべき文書を当該文書に係る決裁原議と照合審査し、相違がないことを確認して当該決裁原議の所定欄に認印を押した後、公印を押すものとする。

4 第1項ただし書の場合にあっては、公印の押印を受けようとする者は、公印使用簿（別記第2号様式）に必要事項を記載し、押印すべき文書を公印管守責任者等に提示し、その押印を請求しなければならない。この場合において、公印管守責任者等は、公印使用簿の記載事項と押印すべき文書を照合審査し相違がないことを確認して当該公印使用簿の所定欄に認印を押した後、公印を押すものとする。

（公印の印影の印刷）

第9条 対外的に発送する公文書で一定の内容のものを多数印刷する場合において公印管守責任者が必要と認めたものは、公印の印影を当該公文書と同時に印刷することにより公印の押印に代えることができる。

2 前項の場合において、印刷物の都合により別表に定めた寸法により難しいときは、これを縮小し、又は拡大して印刷することができる。

（公印の制作等）

第10条 公印を製作、改刻又は廃棄しようとするときは、主幹に合議しなければならない。

（公印の事故）

第11条 公印管守責任者は、公印を紛失又はき損したときは、直ちに主幹に届け出なければならない。

（公印の廃棄）

第12条 公印が磨滅、き損等により使用に堪えなくなったときは廃棄するものとし、主幹がこれを焼却処分しなければならない。

（準用規定）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、滝川市の関係規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月27日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、第1条規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会会議規則の規定、第2条の規定による改正後の空知教育センター組合公告式規則の規定、第3条の規定による空知教育センター組合教育委員会事務局組織規則の規定、第4条の規定による空知教育センター規則の規定及び第5条の規定による空知教育センター組合教育委員会公印規則の規定は、平成18年3月27日から適用する。

附 則（平成27年5月25日規則第1号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会会議規則、第2条の規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会公告式規則、第3条の規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会事務局組織規則及び第4条の規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会公印規則の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の空知教育センター組合教育委員会会議規則、第2条の規定による改正前の空知教育センター組合教育委員会公告式規則、第3条の規定による改正前の空知教育センター組合教育委員会事務局組織規則及び第

4条の規定による改正前の空知教育センター組合教育委員会公印規則並びに第5条の規定による廃止前の空知教育センター組合教育委員会教育長職務代理に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

別表（第4条、第5条関係）

名称	書体	寸法	個数	管守箇所	使用範囲
空知教育センター組合教育委員会之印	てん書体	正方形 30×30mm	個 1	空知教育センター	教育委員会名を用いる 辞令書、賞状類
空知教育センター組合教育委員会教育長之印	古印体	正方形 18×18mm	1	〃	教育長名を用いる一般 公文書
空知教育センター組合教育委員会教育長職務代理者之印	古印体	正方形 18×18mm	1	〃	一般公文書（教育長職務代理者を置く場合）
空知教育センター所長之印	てん書体	正方形 18×18mm	1	〃	所長名を用いる軽易な 一般公文書

別記第 1 号様式（第 7 条第 1 項関係）

公 印 台 帳

番 号		公印名				
印 影			登 録	年 月 日		
			書 体		寸 法	
			使用開始	年 月 日		
			廃 止	年 月 日		
			用 途			
			公印管守 責 任 者			

別記第 2 号様式（第 8 条第 4 項関係）

公 印 使 用 簿

公印管守 責任者等	年 月 日	請 求 者 職 氏 名	公印を押す文書名	備 考
	・ ・			